

広報

みぶ

2012

7

No.638

わたしミーナ☆

ごーも、ごーも♪

主な内容

- かんぴょう伝来300年記念大会開催のお知らせ 2～3
- デマンドタクシー利用登録について 14～16

とちぎ  かんぴょうの未来を考える 



かんぴょう伝来 300年記念大会

日時

平成24年 **8月4日(土)** 9:30~16:00

会場

みぶまち
栃木県壬生町
壬生中央公民館および壬生町城址公園
(栃木県下都賀郡壬生町本丸1-8-33)

**入場
無料**



講師／服部 幸應氏

かんぴょう シンポジウム

- 記念講演—講師 服部幸應氏
10:10~11:10/大ホール
- パネルディスカッション
「かんぴょうの未来を考える」
13:00~14:00/中ホール

ゆるキャラも大集合!!

みんな
来てね!



かんぴょうまっしー
～上三川町～



かんぴくん
～下野市～



とちまるくん
～栃木県～



かぴょ丸
～小山町～

記念 アトラクション



ザ・たっち



U字工事

- お笑いステージ
出演: U字工事、ザ・たっち
12:00~13:00/大ホール
- 記念ライブ

楽しいイベントもりだくさん!



 公共交通をご利用の方

東武宇都宮線「壬生駅」より徒歩10分

 お車をご利用の方

北関東自動車道「壬生IC」より10分

※駐車場の台数に限りがございますので、公共交通をご利用ください。

お問い合わせ

とちぎ・かんぴょう伝来300年記念大会実行委員会事務局
(壬生町城址公園内)
TEL・0282-81-1839(問い合わせ時間 月~金曜 9:00~17:00)

主催 ● とちぎ・かんぴょう伝来300年記念大会実行委員会

後援 ● 栃木県、(株)下野新聞社、(株)とちぎテレビ

協賛
(順不同)

㈱足利銀行、㈱栃木銀行、栃木県農業協同組合中央会、キリンビールマーケティング㈱栃木支社、日光種苗㈱、㈱高林堂、小山商工会議所、道の駅思川
(㈱道の駅しもつけ、日産自動車㈱栃木工場、上三川町商工会、獨協医科大学、おもちゃ団地協同組合、ケーブルテレビ㈱、大和リース㈱
壬生・栃木干鰯問屋組合、石橋地区干鰯問屋組合、上三川町干鰯問屋組合、㈱谷野善平商店、㈱ヤマケ、㈱島田計二商店、㈱宝屋商事

このシンポジウムは全国モーターボート競走旅行者協会からの拠出金を受けて実施するものです。

壬生町かんぴょう伝来

300年記念祭

ステージイベント

■11日■

- ・藤井干瓢音頭保存会
- ・鬼怒川・川治温泉観光PR
- ・かんぴょう大使《佐藤ひろこ》ライブ・クイズ

■12日■

- ・松山美由紀ライブ
- ・NaOライブ
- ・かんぴょう大使《佐藤ひろこ》ライブ・クイズ



かんぴょう大使／佐藤ひろこ



物販コーナー

- ・かんぴょうの加工品
- ・農産物等の無料配布
- ・北関東自動車道連携物販
(群馬・茨城)



体験コーナー

- ・かんぴょう剥き体験
 - ・かんぴょう干し体験
 - ・食育カルタ
- (参加賞・景品あり)

8月11日(土)～12日(日)

午前10時～午後3時



© 柊あおい



会場 みぶハイウェーパーク (道の駅みぶ)
〒321-0211 栃木県下都賀郡壬生町大字国谷1870-2
問合せ 0282-81-1839(壬生町役場農政課)

主催 壬生町
共催 栃木県下都賀郡
後援 栃木県

壬生町・壬生町干瓢生産流通推進協議会
歴史とロマンのかんぴょう街道推進協議会
栃木県干瓢よう生産流通連絡協議会

国保だより



『国民健康保険高齢受給者証』が更新されます



～昭和12年8月2日から昭和17年7月1日生まれの方～

国民健康保険高齢受給者証は、毎年8月1日に更新されます。現在お持ちの高齢受給者証は、7月31日で期限切れとなりますので、ご注意ください。

新しい高齢受給者証は、7月23日頃に発送の予定となっております。7月31日になっても届かない場合には、住民課国保年金係までお問い合わせください。

なお、8月1日以降になりましたら、現在お持ちの高齢受給者証は役場住民課、又は稲葉・南犬飼両出張所まで、返還していただきますようお願いいたします。

負担割合の区分については、下記のとおりです。

◆負担割合の判定基準

負担割合	判 定 基 準
3 割	一定以上の所得(住民税課税所得が145万円以上)がある方、または、同じ世帯に一定以上の所得がある70歳以上の国保加入者がいる方
1 割 ^(※)	上記以外の方

※平成25年4月1日以降、負担割合は2割になる予定です。

3割負担の方でも、1割負担になる場合があります。

世帯内にいる70歳以上の方の収入の合計額によっては、『基準収入額適用申請』をしていただくことにより、1割負担になる場合があります。

該当すると思われる方には、町から通知をお送りいたしますので、手続きをお願いいたします。



「基準収入額適用申請」の対象となる方

70歳以上の国保加入者の方の収入の合計額が下記の金額未満の場合は、基準収入額適用申請をしていただくことにより、1割負担となります。

70歳以上の
国保加入者が世帯に

① 1人だけの場合…383万円未満

※同じ世帯に国保から後期高齢者医療制度へ移行された方がいる場合は、その方との収入合計額が520万円未満であれば、基準収入額適用申請の対象となります。

② 2人以上いる場合…520万円未満

◎問合せ先 ●町民生部住民課国保年金係 ☎81-1836



特定健診・特定保健指導についてのお知らせ

生活習慣病予防と健康づくりのため、年に1回は必ず特定健診を受けましょう！！

生活習慣病の主因となるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診を実施し、その必要度に応じて生活習慣を改善するための保健指導を実施していくのが、特定健診・特定保健指導です。

壬生町国民健康保険では、特定健診・特定保健指導により、メタボリックシンドロームやその予備群の方を発見し、その人にあった方法で、健康状態や生活習慣の改善を支援していきます。

特定健診は自分自身の健康状態を確認し、生活習慣を改善する絶好のチャンスですので、年に1回は必ず特定健診を受けましょう。

☆特定健診は5月～11月の日程で実施しています。（40歳以上75歳未満の方が対象です）

特定健診・保健指導の流れ



◎問合せ先 ●町民生部健康福祉課健康増進係 ☎81-1885



『国民健康保険限度額適用認定証』について

～医療費の窓口負担を軽減することができます～

高額療養費制度では、請求された医療費の全額を窓口で支払い、後から自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます（償還払い）が、この場合、一時的に多額の費用を用意する必要があります。

「限度額適用認定証」を病院に提示することにより、窓口での医療費の支払いは自己負担限度額まででおさえられます。さらに、世帯主及び世帯の国保加入者全員が住民税非課税の場合は、入院時の食事代が減額されます。

国民健康保険に加入されている方は、役場住民課において申請ができます。

限度額適用認定証の申請について

申請場所	壬生町役場住民課
申請に必要なもの	①国民健康保険被保険者証（保険証） ②印鑑（認印）



限度額適用認定証の申請・利用に関する注意点

- 認定証の発行には、世帯主及び世帯の国保加入者全員の住民税の申告がされていることが必要です。
- 認定期間は申請した月の初日から7月31日までです。
- 同一医療機関での外来診療及び入院時の保険適用の医療費が対象となります。食事療養費や室料差額等、保険適用外の費用については、対象となりません。
- 自己負担限度額は、「医療機関ごと、1ヶ月ごと」に計算されます。
- 自己負担限度額は、世帯の所得によって異なります。
- 毎年8月が「限度額適用認定証」の年次更新となります。現在、「限度額適用認定証」をお持ちの方には、7月中に更新手続きの通知と申請書をお送りいたします。

◎問合せ先 ●町民生部住民課国保年金係 ☎81-1836



保険税を滞納すると…

※災害などの特別な理由もなく、長い間保険税を納めないでいると、やむを得ず次のような措置をとることがあります。



災害などの特別な理由とは、次のような場合をいいます。

政令で定めた特別な事情があると認められた場合

- ◆世帯主がその財産につき災害を受け、又は、盗難にかかったこと。
- ◆世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
- ◆世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。
- ◆世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- ◆上記に類する事由があったこと。

その他、次の方は、措置の対象から除かれます。

- ◆厚生労働省で定める公費負担医療を受けている方。

1 納期限をすぎると

督促が行われます。延滞金を徴収される場合がありますので、速やかに納めましょう。

2 それでも納めないでいると

通常の保険証の代わりに、『短期被保険者証』が交付される場合があります。短期被保険者証は、保険証の有効期間が短く、期限切れごとに保険証の交付を受けることになります。

3 納期限から1年を過ぎると

『被保険者資格証明書』が交付されます。被保険者資格証明書は、保険証を返していただき、代わりに国民健康保険の被保険者の資格を証明するものです。

お医者さんにかかるときは、医療費をいったん全額自己負担することになります。

全額自己負担で診療を受けた場合、本来、保険者である町が負担する分（一般ですと7割）を特別療養費として、町に申請・請求することになります。

申請・請求は、診療を受けた月の翌々月以降に、領収書・印鑑等を持参のうえ、町住民課国保年金係で行います。

特別療養費の請求権は、医療費を支払った日の翌日から起算して2年で時効により消滅します。（高校3年生以下の子どもには、短期被保険者証を交付しています。）

4 納期限から1年6か月を過ぎると

国保の給付が、全部または一部差し止めになります。

5 それでも納めないでいると

差し止められた保険給付額から滞納分が差し引かれます。

★以上の措置がとられても、その間の保険税の納付義務がなくなるわけではありません。

★この他、滞納処分（不動産・預貯金や生命保険、給与のほか、自動車などの差押）を行います。
差押後も納付されない場合は、差押財産の公売・取立を行います。

どうしても納付が難しいときは、早めにご相談ください

納付が困難な場合は、未納のままにせず、
納付方法等について、早めに担当窓口にご相談ください。

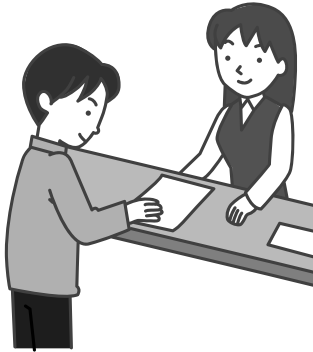
◎納付相談窓口 ●町総務部税務課収税係 ☎81-1816





国民健康保険税についてのお知らせ

非自発的失業者に対する 国保税の軽減について



倒産や解雇などにより離職された方が、国民健康保険に加入する場合、国保税が軽減されます。

軽減の対象者は、雇用保険の特定受給資格者又は特定理由離職者として求職者給付を受給している65歳未満の方です。

軽減額は、保険税の所得割額を計算する際、離職者の前年の給与所得を100分の30とみなして計算を行うもので、軽減の期間は、離職の翌日から翌年度末までの間です。

軽減を受けるには、「雇用保険受給資格者証」を提示のうえ、申請が必要です。



国保税は必ず納期内に納めましょう

国民健康保険は、助け合いによってみなさんの健康を守っていく大切な制度です。

医療費の心配なく安心して医療が受けられる体制づくりが必要です。

みなさんが病気やけがをしたときの医療費をはじめ、お子さんが生まれたり、ご家族の誰かが亡くなったときなどの給付費用は、窓口でお支払いいただく自己負担、国などの補助金、そして保険税でまかなわれ、特に保険税はその主要な財源です。あなたと家族の健康な生活のために、保険税の期限内納付にご協力ください。

納税義務者は？

国保税は「世帯主」に課税されます。国保に加入していない世帯主であっても、世帯の中に国保に加入している方（被保険者）がいる場合は、その世帯主（擬制世帯主といいます）に課税されます。

国保税はいつから納めるの？

国保税を納めるのは、国保の被保険者として資格を得たときからで、届出をしたときからではありません。加入の届出が遅れたときは、資格が発生した月までさかのぼって国保税を納めることになります。

国民健康保険加入・資格喪失の届出は、忘れずに14日以内にしてください。



平成24年度の納付は、平成24年7月から翌年2月までの8期です。

老齢基礎年金・障害基礎年金

20歳から60歳になるまでの40年間、国民年金・厚生年金・共済年金等の公的年金制度に加入して保険料を納めた方には、65歳から老齢基礎年金が支給されます。

また、老後までの長い間には、予測できない事がいろいろあり、病気や怪我等で障がいが残った場合の障害基礎年金や、生計を維持している方が亡くなられた場合の遺族基礎年金等があります。

公的年金のしくみは、自分の納めている保険料が今の高齢世代を支え、自分が年老いたときには、次の世代の納める保険料によって支えられる【世代間扶養のしくみ】によって成り立っています。

(1) 老齢基礎年金



受給資格期間

次の期間の合計が25年以上必要です。

- 国民年金の保険料を納付した期間
- 保険料の免除、猶予、又は納付特例を受けた期間
- 昭和36年4月以後の厚生年金や共済組合の加入期間
- 第3号被保険者期間

合算対象期間

次の期間(カラ期間)は、受け取る年金額には反映されませんが、年金受給資格期間として合算されます。
※カラ期間は、年金の未加入期間となっており、日本年金機構にはその記録が残されていないため、原則、ご本人の申し出によってカラ期間の有無が調査されます。[年金の資格期間を満たせない方で、カラ期間となる可能性があると思われる方は、お申し出ください。](#)

- 厚生年金や共済組合の加入者の配偶者で、昭和36年4月から昭和61年3月までのうち、国民年金に任意加入しなかった期間
- 平成3年3月以前に20歳以上の学生で任意加入しなかった期間
- 昭和36年4月以降、厚生年金の脱退手当金を受けた期間
- 昭和36年4月以降の20歳から60歳までの間、海外に居住していた期間

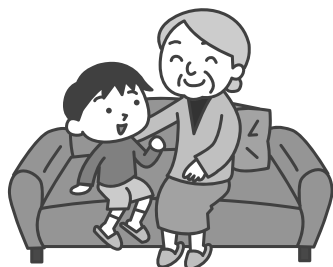
年金額(平成24年度)

老齢基礎年金の年額は786,500円ですが、毎年、物価スライドにより変動します。この額は、20歳から60歳になるまでの40年間、又は、年齢に応じた加入可能年数のすべての期間を納付した方が、65歳から受けられる金額です。

保険料を納付した期間が加入可能年数より少ない場合には、次の式で計算した額となります。

※ () 内は、平成21年4月～平成24年3月までの率です。

$$786,500円 \times \frac{\text{保険料納付月数} + \text{全額免除月数} \times 2/6 (4/8) + 3/4 \text{免除月数} \times 3/6 (5/8) + \text{半額免除月数} \times 4/6 (6/8) + 1/4 \text{免除月数} \times 5/6 (7/8)}{40年 \times 12ヶ月 (480ヶ月)}$$



繰り上げ請求

希望により、受給開始年齢を早めて、60歳～65歳前に受給することができます。しかし、この場合の年金額は、65歳から受ける年金額に請求年齢に応じた支給率を乗じた額となり、生涯、減額された年金を受給することとなります。繰り上げて受給すると、特別支給の老齢厚生年金は支給停止になり、病気や怪我等で障がいが発生しても、障害基礎年金を請求することはできません。

繰り下げ請求

希望により、受給開始年齢を延ばして、66歳以降に受給することができます。受給を繰り下げた方の年金額は、65歳から受ける年金額に請求年齢に応じた支給率を乗じた額となり、増額されます。

老齢基礎年金年齢別支給率

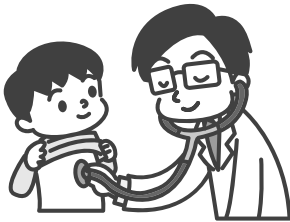
【昭和16.4.2以降生まれの方】

繰上げ受給年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	請求月から65歳になるまでの月数ごとに0.5%の減額率
支給率	70%	76%	82%	88%	94%	
繰下げ受給年	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	66歳以後の月数ごとに、0.7%の増額率(142%上限)
支給率	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142%	

(2) 障害基礎年金

障害基礎年金は、国民年金加入中(又は、老齢基礎年金を受給していない60歳以上65歳未満で国内在住中)や、20歳前の病気や怪我で、障害認定日に国民年金法で定める障害等級「1級」又は「2級」に該当する状態の場合に、支給される年金です。

※障害認定日：その障がいの原因となった病気や怪我の初診日から1年6ヶ月経った日。
または、それ以前に症状が固定した場合はその日等。



対象となる方

下記のいずれか一つに当てはまる方

- 国民年金の被保険者期間中に初診日がある。
- 国内に住所があり、厚生年金や共済組合に加入していない60～64歳の期間に初診日がある。
- 20歳前に初診日がある。

受給の条件

<障害認定日による請求>

- 初診日が20歳前にある場合
 - ・ 20歳に到達したときの障がいの程度が、障害等級に該当している。
 - 初診日が20歳後にある場合
 - ・ 障害認定日(初診から1年6ヶ月)の障がいの程度が、障害等級に該当している。
 - ・ 初診日の前々月までの加入期間のうち、国民年金保険料納付期間と免除期間(学生納付特例・若年者猶予を含む)、及び、厚生年金や共済組合に加入していた期間の合計が、2/3以上あること。
- ※ただし、この2/3以上の納付要件を満たしていなくても、初診日が平成28年3月31日以前にあるときは、初診日の前々月直近の1年間に保険料の滞納がなければ、該当する場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

<障害認定日以後に、症状が重くなった場合の請求>

- 65歳までに症状が重くなり、障害等級に該当する状態になったとき。(事後重症)
- 新たな病気や怪我により、その基準傷病の障害認定日から65歳になるまでに、前の傷病と併せて初めて障害等級に該当したとき。



年金額(平成24年度)

1級障害 983,100円
2級障害 786,500円

障害基礎年金を受給できるようになった場合、その方に生計を維持されている18歳到達年度の末日までの子、又は、20歳未満で障がいの状態が1級・2級の子がいる場合には、子の数に応じて加算があります。

加算対象の子1人につき(2人目まで) 226,300円
加算対象の子1人につき(3人目以降) 75,400円



あなたの税が未来を拓く

市町村税徴収強化月間2012夏

県下一斉の取組

納税の公平と税収の確保を図るため、7～8月を「市町村税徴収強化月間2012夏」として、栃木県との協働により、県下一斉に徴収の強化に取り組みます。

納期内に納付を

町が提供する、福祉や教育をはじめ様々なサービスは、町税が主な財源の一つです。町税の滞納は、町の財政を圧迫し、町民サービスに支障をきたすことになりかねません。そして何より、納期内に税金をきちんと納めている大多数の皆さんとの公平性を欠くことになります。また、督促状の送付などの経費に余分な税金を使うことにもなります。そのため、町では、収入や財産がありながら町税を納付しようとししない滞納者に対しての滞納処分（差押え等）を強化しています。

差押えを強化

税金を納期限までに納めなかった方には、まず督促状が送付されます。この督促状が発送された日から起算して10日を経過した日までにその税金を完納しなかったときには、町は滞納者の財産（預貯金、生命保険、不動産、給料、自動車、動産〔電化製品や美術品、貴金属等〕）を差し押さえなければならないことが法律で定められています。

財産調査には、滞納者の自宅などの搜索があります。搜索時に発見された財産は、差し押さえされます。「搜索」とは、税を徴収する職員に認められた権限で、裁判所の令状は不要です。

また、自動車のタイヤロック（写真）を行う場合もあります。タイヤロックとは、差し押さえた自動車を運行、使用させないための措置（国税徴収法第71条）で運行不能状態にするものです。



事情がある場合は相談を

病気や失業、事業の廃止、災害にあったなど、やむを得ない理由で一時的に税金を納期内に納めることが困難な方は、納期内に町税務課収税係まで連絡してください。生活状況等をお聞きしたうえで、徴収の猶予などをすることができます。事情により納付が困難な場合は、そのまま放置せず、まずは連絡してください。

納税・滞納処分Q&A こんな話をよく聞きます

Q1 借金があるから税金が払えません。

答 法律によって、税金は全ての債務（借金含む）に優先すると定めてあります。個人債務より税金が優先されます。（地方税法第14条）

Q2 いきなり差し押さえされた、あんまりではないか。

答 税は納期内納付が大原則です。督促状発送日から10日を経過した日までに完納しない時は「差し押さえをしなければならない」と明示してあります。（国税徴収法第47条）

Q3 個人の財産を勝手に調べて差し押さえされた、プライバシーの侵害ではないか。

答 税金を滞納すると、国税徴収法・地方税法に基づき財産すべてに対する調査権限が発生します。この権限により調査を受けた金融機関等の関係機関は、協力しなければなりません。また、財産の調査は、個人情報保護法に一切抵触しません。

Q4 差し押さえる前に自宅訪問はしないの？

答 差し押さえ等をするにあたり、自宅訪問して納税を催告する行政サービスは原則として行いません。差し押さえ等が行われるまでには、必ず事前に督促状などの通知が送付されています。

Q5 小額滞納でも差し押さえはするの？

答 金額の大小に関わらず差し押さえ等を行います。「小額の滞納だから差し押さえられないはず…」といった考えはお止めください。

ボーイスカウト壬生第1団 たか賞・優良スカウト受賞

6月23日、栃木県立美術館普及分館において、財団法人ボーイスカウト栃木連盟栃木大会の表彰式が行われました。

壬生第1団では小峰馨団委員長（上写真右側）が「たか賞」を、カブスカウト隊8名（荒井皓紀、新井山友大、稲葉健斗、高橋泰蔵、福田翔太、福田華菜、三木千鶴）が県連盟特別感謝状（優良スカウト）を受賞いたしました。

「たか賞」は日本におけるボーイスカウト活動に対し、全国的にあるいは地方的に多年にわたり功労顕著なる者に贈られる賞で、栃木第1団や壬生第1団の前身である下都賀第1団の発団や県連盟及び地区で各種役員を務めたことに対しての授与となります。



東日本大震災被災地へ

復興へのメッセージを書いた 折鶴と共に義援金を送付



壬生町文化協会（田中鍾八郎会長）は、昨年度に引き続き「第2回東日本大震災被災者支援チャリティ交流会」を町と町教育委員会の共催を得て、5月26日・27日の二日間にわたり盛大に実施しました。

ステージ発表・作品展示・屋外模擬店に延べ2,681人が参加し、当協会員や来場者の募金及び参加団体の模擬店から集まった義援金は、総額417,874円になりました。

その内100,000円を昨年に引き続き、岩手県釜石市芸術文化協会に文化活動支援のための義援金として、子ども達の復興へのメッセージを書いた折鶴などと共に送付しました。

また、317,874円は日本赤十字社栃木県支部壬生町分区分を通し「東日本大震災義援金」としました。

青少年健全育成標語 入賞者発表

青少年を非行から守り犯罪の未然防止と、更生のために援助できる標語を、町内中学校の2年生を対象に町青少年健全育成実施委員会が募集し、青少年問題協議会において厳正に審査し選出された作品です。

平成24年度青少年健全育成標語結果

最優秀賞

とくもと けんた
徳本 健太

南犬飼中学校 あいさつは 人の心を つなぐ橋

優秀賞

おいぬま ゆりか
生沼由利花
こばやし みな
小林 未奈

壬生中学校 「少しなら」 あなたを落とす気のゆるみ
南犬飼中学校 「ありがとう」 その一言に 笑顔咲く

佳作

たかやま こうせい
高山 皐生
いいづか こうだい
飯塚 皓大
しのはら たくみ
篠原 巧
いりえ まい
入江 真愛
たなか ことみ
田中 琴美
しのはら じゅんき
篠原 淳希
ぶせき よしたか
武関 由貴
あらゐ まりな
新井方里奈
にし 彩郁
小西

壬生中学校 暴走で つぶすな青春 落とすな命
壬生中学校 ありがとう そのひとことが あふれるまちに
壬生中学校 みんなでなくそう 非行といじめ
南犬飼中学校 あいさつで つながる絆 広がる輪
南犬飼中学校 「大丈夫？」 ほんのちょっとの 思いやり
壬生中学校 守ろうよ 自分のルール みんなのルール
壬生中学校 壬生町に 明るい笑顔の 風吹かそう
南犬飼中学校 朝一番 「おはよう」 一声 いい気分
南犬飼中学校 考えて 相手の気持ちの 一歩先

保育園が取り組む 子育て支援事業

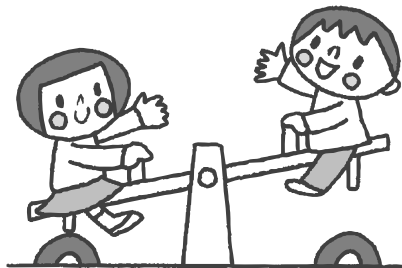
保育園では、子育てに関する悩みや疑問の相談に応じていますが、
次のような子育て支援事業も行っていますのでご利用ください。

休日保育

保護者の就労形態の多様化に対応するため、
日曜日・祝日等の保護者の勤務等により、保育に
欠ける児童を保育園で保育する「休日保育」を実
施しています。

対象は、保育園に入所しており、保護者の就労
などのため、休日等においても保育に欠ける児
童になります。

保育園により利
用料金に違いがあ
りますので、詳細
は各保育園にお問
い合わせください。



一時保育

専業主婦家庭等の育児疲れの解消や
保護者の急病、入院等に伴い、一時的に
保育が必要になった就学前児童を保育
園で保育する「一時保育」を実施してい
ます。



特定保育

保護者の勤労形態が多様化しているなかで、働き方に
応じた保育需要に対応する「特定保育」を実施しています。

対象は、保育所において一定程度(1ヵ月当たり概ね64時
間以上)継続的に保育する児童になります。

ただし、同居親族等が対象児童を保育できる場合は、対象
にはなりません。

保育園により利用料金に違いがありますので、詳細は各保
育園にお問い合わせください。



実施保育園及び問合せ先

壬生寺保育園	壬生町大師町11番16号	☎82-0811
ありんこ保育園	壬生町壬生丁75番地14	☎82-3137
メリーランド保育園	壬生町下稲葉343番地1	☎82-5921
森の子保育園	壬生町安塚39番地1	☎85-0301
ステラ獨協前保育園	壬生町北小林1075番地12	☎85-1010

病後児保育事業を実施しています

病後児（病気の回復期のお子さん）を短期間お預かりいたします

※当該事業は「保育対策促進事業」の一事業であり、町が「ステラ獨協前保育園」に委託して行うものです。

対象となるお子さん

- ・町内に住所がある小学校3年生までのお子さん
- ・病気回復期にあり、安静確保の配慮が必要なお子さん

実施施設

実施施設：ステラ獨協前保育園内病後児専用室

保育時間：月～土曜日午前8時から午後5時まで

日曜・祝祭日、年末年始の12/29～1/3を除く）

※看護師等1名・保育士1名にて対応

利用方法

①病後児保育の利用が可能かどうか医師に相談のうえ、「診療情報提供書」（有料）を書いてもらい、「利用申請書」と一緒に、実施施設に提出してください。

※利用当日に申し込みの場合は、定員等の都合によりお断りする場合がございます。利用前日の17時までに園又は役場こども未来課子育て支援係に連絡し予約をとってください。

②お子さんをお迎えの際に、その日の利用料を実施園に直接お支払いください。

③利用期間は、原則として1回の申請につき連続7日間を限度とします。

※申請書等は実施施設又は本庁こども未来課にあります。また、町のHPからもダウンロードできます。

※利用定員は、1日あたり3名です。

利用料

1日あたり2,000円（市民税非課税世帯は500円）
診療情報提供書代は別途かかります。

対象となる症状

- ①感冒、消化不良症等日常罹患する疾病の回復期
- ②水痘、風しん等の慢性疾患の回復期
（麻疹・結核を除く）
- ③ぜん息等の慢性疾患
- ④熱傷等の外傷性疾患

問合せ先 町民生部こども未来課子育て支援係

☎81-1831

ステラ獨協前保育園（壬生町北小林1075-12）

☎85-1010

不妊治療費補助制度のお知らせ

壬生町では、子どもを望む夫婦が不妊治療を受ける場合において、その不妊治療費の一部を助成しています。

対象者

法律上の婚姻をしている夫婦で、次の全てに該当する方

- ①医師による不妊治療を受けていること
- ②1年以上前から壬生町に居住している方
- ③医療保険各法の被保険者又は被扶養者である方
- ④町税等の滞納がない方

助成の内容

治療1回につき、国、県の制度や医療保険各法に基づく補助及び給付等を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額で10万円を上限に助成します。

1年度あたり2回までとし、通算3年まで助成します。

申請期限

原則として治療を受けた日の属する年度の翌年度末までに申請してください。

ただし、治療中で年度を越える場合は、治療終了時が治療を受けた日として申請できます。

必要書類

- ①壬生町不妊治療費補助金交付申請書
- ②保険適用外医療費に係る領収書
- ③国又は県の制度による給付等があるときは、補助金等交付決定通知書の写し
- ④住民票の写し又は、外国人登録原票記載事項証明書
- ⑤町税完納証明書

ただし公簿等により内容が確認できる場合は、これを省略することができます。

申請先及び問合せ先 町民生部こども未来課子育て支援係 ☎81-1831

その他

栃木県においても同様の助成制度がありますので、県南健康福祉センター 健康支援課 母子保健福祉担当（☎0285-22-0488）までお問い合わせください。



壬生町 デマンドタクシー

～公共交通を上手に使うって 便利で安心 “メディカルタウン”～

デマンドタクシーの利用には、事前登録が必要になります。ご利用予定がある方は、左ページにある登録申請書に記入し総合政策課企画調整係まで持参もしくは郵送ください。

平成25年1月9日（水）から運行開始予定です。デマンドタクシーの予約受付は、平成25年1月4日（金）を予定しています。

運行概要

利用料金は、中学生以上300円、小学生100円、未就学児無料です。
運行日は、月曜日から金曜日の午前8時から午後5時までとなります。1時間に1便の運行予定ですので、一日最大9便となります。
町内でしたら、自宅から希望の目的地の玄関まで、行くことができます。

利用上の注意

予約の状況に応じて、毎回、停車する場所やルートが変わります。
「〇時まで〇〇へ行きたい」「〇時まで迎えに来て」などの要望には、お応え出来ません。
一人で乗車出来ない方は、介護者の同伴が必要です。希望の便が発車まで1時間を切った場合は、次以降の便を予約してください。

ご利用の流れ

STEP 1

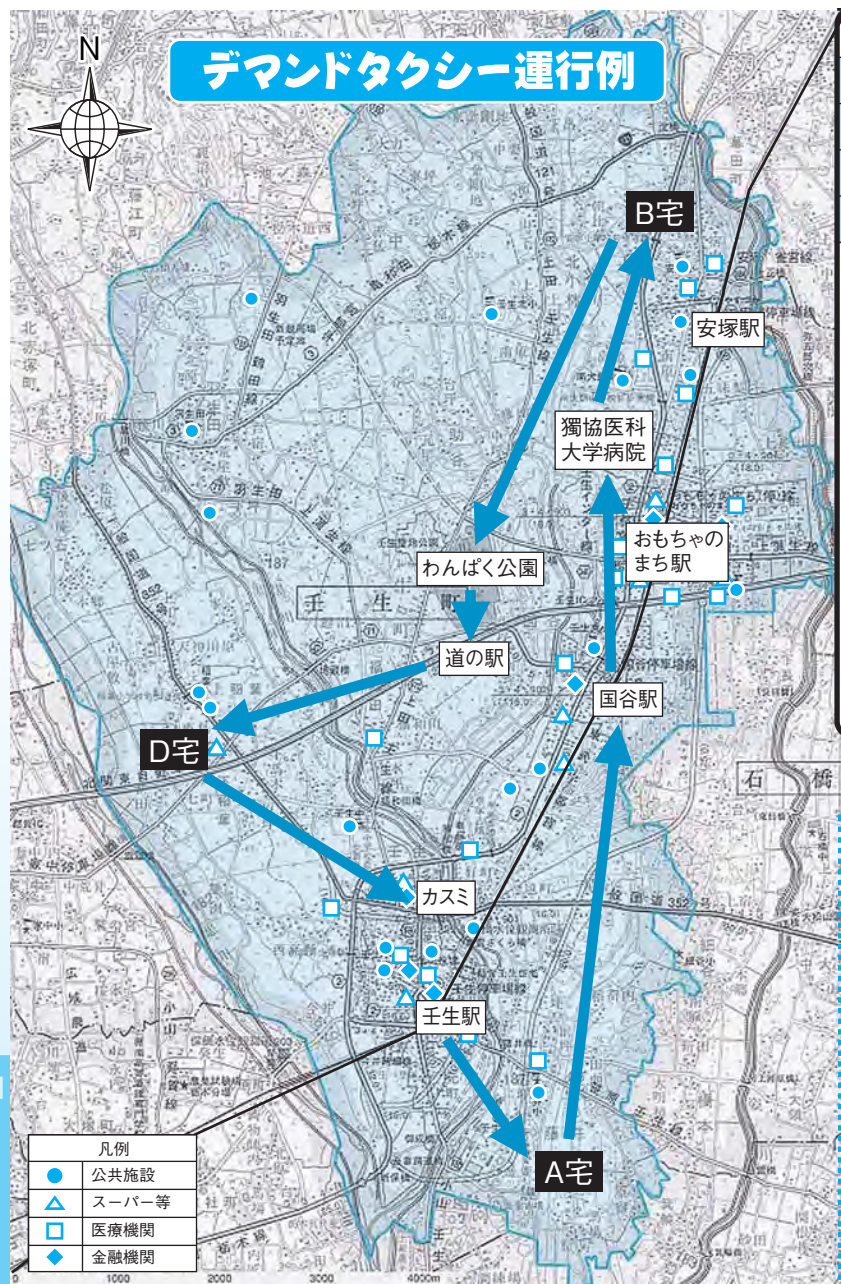
電話で予約をします。予約受付センターに、時間と乗降場所を伝えます。

STEP 2

お迎えに行きます。乗り合わせの順番に合わせて、自宅などへお迎えに行きます。

STEP 3

目的地へ到着します。それぞれの自宅や目的地へ送ります。



予約例

Aさん	自宅(藤井)から獨協へ
Bさん	自宅(安塚)から道の駅へ
Cさん	わんぱく公園からカスミへ
Dさん	国谷駅から自宅(上稲葉)へ

運行例(壬生駅出発の場合)

A宅(藤井)へ迎え
↓
国谷駅(Dさん)へ迎え
↓
獨協(Aさん)へ到着
↓
B宅(安塚)へ迎え
↓
わんぱく公園(Cさん)へ迎え
↓
道の駅(Bさん)へ到着
↓
D宅(上稲葉)へ到着
↓
カスミ(Cさん)へ到着

出かけるのが
楽しくないました



Q&A

- Q 町民でないと使えないのですか？
A 登録していただければ、どなたでも使えます。
- Q 途中下車して用事を済ませることは出来ますか？
A 乗合タクシーのため、車両を待たせることは出来ません。
- Q 予約すればすぐに来てくれるのですか？
A 早く行ける場合もありますが、時間がかかることもあります。

平成 年 月 日

壬生町長 様 壬生町デマンドタクシー利用登録申請書

利用する方および利用する可能性のある方は、全員(未就学児も含む)のご登録をお願いいたします。なお、世帯主の方は登録必須とさせていただきます。

(ふりがな)		住 所			
世帯主名					
電話番号 (自宅)		携帯電話番号 (緊急連絡先)			
性 別	男 ・ 女	生年月日	明治・大正 昭和・平成	年	月 日
続 柄	ふ り が な 家 族 の 氏 名	性 別	生年月日	携 帯 電 話 番 号 お持ちの方は記入願います	
①		男 女			
②		男 女			
③		男 女			
④		男 女			
⑤		男 女			
⑥		男 女			

●知っておいてもらいたい事項 例) 家の入口が狭いので、下の○○商店まで来て欲しい。
家族の○○は、足が弱いので、乗降に時間がかかる等。

※この登録票に記入いただいた内容は、『壬生町デマンドタクシー』の運行に必要な範囲で
利用し、その目的以外で使用することはありません。

申込方法

窓口: 壬生町総務部総合政策課企画調整係までお持ちください。

郵 送: 〒321-0292 壬生町通町12番22号 壬生町総合政策課宛

FAX: 0282-82-8262

問合せ先

壬生町総務部総合政策課企画調整係 0282-81-1813

の り し ろ

(山 折 り)

料金受取人払郵便

壬生支店
承 認

143

差出有効期間
平成25年3月
31日まで

3 2 1 0 2 9 0

壬生町 総合政策課 企画調整係 行

壬生町通町12番22号

(山 折 り)
の り し ろ

(山 折 り)



外側の切り取り線で切り取ったうえで、点線で折って貼り合わせて封筒を作り、切手を貼らずにそのままご投函ください

(山 折 り)

の り し ろ

平成24年度行政協力委員会が決まりました

5月24日、中央公民館において、行政協力委員会・壬生町自治会連合会平成24年度総会が行われました。

行政協力委員会においては制度説明のあと、町長から委嘱状が交付されました。議題では、総務課から防火貯水槽設置要望、自主防災組織補助金交付申請、防災行政無線、総合政策課から壬生町デマンドタクシー運行、くらしの便利帳第2版発行、生活環境課からいきいきふれあい応援事業費補助金交付申請、健康福祉課から高齢者見守りネットワークづくり、地域医療に係る県民協働事業、生涯学習課から自治会公民館建設に関する補助金、青少年健全育成地域懇談会開催の

支援、中学生による地域活動及び公民館事業への参画についての説明がありました。

自治会連合会の総会では、山本会長と小菅町長から23年度で自治会長を退任された5人の方へ感謝状と記念品が贈呈されました。これは、3年以上の長きに亘り自治会長を務め、地域の皆さんと行政のパイプ役として活躍し、また自治会発展のために尽くされた功績を讃えるものです。

議事では23年度事業報告、収支決算・会計監査報告があり、24年度事業計画案や収支予算案等が承認されました。



平成24年度 行政協力委員名簿

No.	自治会名	氏 名	No.	自治会名	氏 名
1	下 表 町	松本 裕一	41	下 台 団 地	田村 勇
2	中 表 町	池田 勇	42	駅 東	山本 忠男
3	下 横 町	橋本 良計	43	至 宝 町 南	渡邊 英雄
4	今 井	山川 定男	44	県営壬生住宅	高山 博
5	上 表 町	山縣 博司	45	釜 ケ 淵	鈴木 一滋
6	東 下 台	手塚 基一	46	原 坪	中嶋 正
7	城 東 町	栗原 浩	47	鹿 島	石井 誠一
8	舟 町	後藤 進	48	下馬木(稲葉)	大場 文雄
9	栄 町	小林 久夫	49	下 町	阿久津 守
10	仲 通 町	橋井 哲雄	50	上 町	黒子 徹
11	上 通 町	野澤 修二	51	本 郷	外山 吉男
12	三 好 町	元木 幸夫	52	松 原	榎本 健一
13	旭 町	戸崎 準	53	西 部	高橋 博
14	万 町	相田 喜久夫	54	中 央	荒川 正一
15	上 新 町	清水 益雄	55	北 原	宇賀神 章
16	下 馬 木	中村 誠一	56	台 宿	鈴木 武住
17	西 高 野	植竹 文男	57	下 坪	木野内 辰雄
18	城 内	荒川 克己	58	東 原	山野上 三郎
19	城 南	戸田 貞治	59	鯉 沼	熊倉 正二
20	馬 場	長 稔	60	福 和 田	早川 富雄
21	原 宿	鈴木 洋	61	北 小 林	山井 猛
22	田向稲荷内	山川 勝	62	安 塚 一	篠原 正美
23	上 坪	毛塚 久雄	63	安 塚 二	福田 照雄
24	前 宿 坪	篠原 英一	64	上 長 田	伊達 幸雄
25	台 坪	山川 勉	65	上 田	廣澤 幸雄
26	星 の 宮	関口 明	66	中 泉	川又 孝一
27	至 宝 町 北	佐々木 朝治	67	助 谷	桑川 範男
28	六美町北部	大西 良雄	68	助 谷 原	清水 正美
29	ひばりヶ丘	藤原 八重子	69	落 合	大島 広美
30	緑町一丁目	畑中 康司	70	国 谷 中 央	大栗 吉茂
31	緑町二丁目	白石 良裕	71	国 谷 新 田	高山 安一
32	幸町一丁目	神門 宏行	72	緑町三丁目	島田 一良
33	幸町二丁目	山口 一也	73	緑町四丁目	熊谷 直秋
34	幸町三丁目	多賀谷 昇	74	あ け ぼ の	平石 邦昭
35	幸町四丁目	伊東 孝	75	安 塚 三	根本 祐行
36	おもちゃのまち	松岡 健一	76	安 塚 南 部	日高 和碩
37	い す み	松本 紀男	77	若 草	山田 忠夫
38	六美町南部	橋本 繁郎	78	国 谷 本 田	田中 茂夫
39	車 塚	粕尾 健吉	79	安 塚 中 央	阿部 昌行
40	六美町中央	山崎 哲郎			

自治会連合会新役員 (H24年度)

◆ 会 計	◆ 監 事	◆ 理 事	◆ 副 会 長	◆ 会 長
植竹 高文男 (西宝町)	渡邊 英雄 (若草町)	山田 忠男 (山本町)	根本 祐行 (安塚三)	山本 忠男 (山本町)
山田 忠夫 (山本町)	大島 広美 (安塚二)	中嶋 正 (安塚三)	松本 裕一 (下坪)	
福田 照雄 (安塚一)	篠原 英一 (前宿坪)	池田 勇 (中表町)	野澤 修二 (上通町)	
廣澤 幸雄 (上表町)	早川 富雄 (福和町)	橋本 繁郎 (六美町南部)	長 稔 (馬場)	
早川 吉男 (福和町)	外山 吉男 (本郷)	伊東 孝 (幸町四丁目)	島田 一良 (緑町三丁目)	
神門 宏行 (幸町二丁目)	大西 良雄 (六美町北部)	山崎 哲郎 (六美町中央)	大栗 吉茂 (国谷中央)	
大西 良雄 (六美町北部)	神門 宏行 (幸町二丁目)	熊谷 直秋 (緑町四丁目)	島田 一良 (緑町三丁目)	
神門 宏行 (幸町二丁目)	山口 一也 (幸町二丁目)	平石 邦昭 (あけぼの)	根本 祐行 (安塚三)	
多賀谷 昇 (幸町三丁目)	伊東 孝 (幸町四丁目)	日高 和碩 (安塚南部)	山田 忠夫 (若草)	
松岡 健一 (おもちゃのまち)	松本 紀男 (いすみ)	田中 茂夫 (国谷本田)	阿部 昌行 (安塚中央)	

感謝状贈呈者 (敬称略)

- ・前上表町自治会長 森下 勝
- ・前原宿自治会長 布施木善作
- ・前六美町北部自治会長 石島 松夫
- ・前おもちゃのまち自治会長 中尾靖一郎
- ・前車塚自治会長 杉田 昌道



中学生が住民と共に活躍する地域社会を目指して！

～中学生の地域活動推進へ、ご支援とご協力をお願いします～

町教育委員会では、本年度、「中学生による地域活動推進計画（※）」をスタートさせました。次代の壬生町を担う中学生に、地域住民との温かなかかわりをととして郷土愛や自己肯定感を高めてほしい、という願いが込められています。

5月26日、27日の両日、町中央公民館で行われた「東日本大震災被災者支援チャリティー交流会（主催：町文化協会、共催：壬生町・壬生町教育委員会）」には、延べ120名の町内中学生が参加し、模擬店補助ボランティアやステージ発表などの運営補助ボランティアとして、地域の大人とともに活動し、交流を深めました。



ポップコーン販売に励む壬生中の生徒



そば打ちに励む南犬飼中の生徒

今後も、地域の皆様による「中学生への温かなまなざしとかかわり・励まし」をどうぞよろしくお願いします。

【参加した中学生の声】

- ・「被災者の役に立つ活動をしたいとずっと思っていた。今回それが達成できてうれしい。」（中3女子）
- ・「想像していた以上に、地域の人は優しかった。温かく受け入れてくれたことがうれしかった。」（中3女子）
- ・「地域の多くの人から感謝の言葉をもらった。たくさん褒めてくれた。うれしかった。」（中1女子）

【中学生とともに活動した大人の方々の声】

- ・中学生の生き生きした姿にふれ、私たち大人もイキイキとした。（参加団体：60代男性）
- ・若い中学生がいるだけで店全体が明るくなった。大人がいつも以上に楽しそうではりきっていた。（参加団体：50代女性）
- ・「今時の中学生は……」と思っていたが、自分の考えをはっきりと言えて一生懸命に活動する素晴らしい中学生だった。（参加団体：70代男性）

※地域活動推進計画 昨年度の「町社会教育委員の会議」答申を受けた取組。町教委内に設置したプロジェクトチームが、町主催行事を中心に、地域組織と協働しながら地域住民と中学生との橋渡しを担う。

問合せ先 町教育委員会事務局生涯学習課 ☎81-1873

29th MIBU TENNIS大会

（5月27日 町総合運動場テニスコート 参加者26名）



※写真上段左より
青木、高橋（利）、高橋（宏）、齊田、名坂、鈴木、松本
下段左より
白石、本田、高橋、早乙女

成 績

●一般男子ダブルス

優 勝	たかはし 高橋	としみち 利通	たかはし 高橋	ひろゆき 宏幸	ペア
準優勝	あおき 青木	かずお 一男	かしわぎ 柏崎	かつよし 克佳	ペア

●一般女子ダブルス

優 勝	ほんだ 本田	みちこ 美智子	しらいし 白石	しずよ 静代	ペア
準優勝	そうと 早乙女	めようこ 庸子	たかはし 高橋	ようこ 洋子	ペア

●60歳以上男子ダブルス

優 勝	ななか 名坂	ひでお 秀夫	さいだ 齊田	てる男 晃男	ペア
準優勝	まつもと 松本	ただし 典	すずき 鈴木	すみよし 澄義	ペア

公共用水域における放射性物質のモニタリング調査を実施しています

環境省では、継続的に水環境（河川、湖沼、水源地等）の放射性物質モニタリング調査を実施しています。
栃木県内の公共用水域における環境基準点等で調査結果を環境省ホームページや栃木県ホームページで確認することができます。

環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/jishin/rmp.html#monitoring>

地下水質モニタリング分析結果（検出限界値 1 Bq/L）

・場 所	壬生町壬生甲
採取日	平成23年10月21日
結 果	放射性ヨウ素131 不検出 放射性セシウム134 不検出 放射性セシウム137 不検出
採取日	平成24年 2 月28日
結 果	放射性ヨウ素131 不検出 放射性セシウム134 不検出 放射性セシウム137 不検出

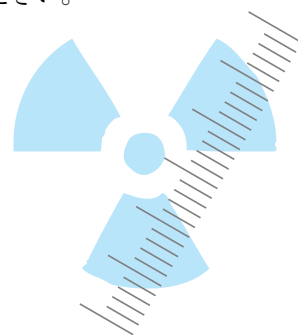
河川水質モニタリング結果

・場 所	黒川 御成橋
採取日	平成23年10月15日
結 果	放射性ヨウ素131 < 1 放射性セシウム134 < 1 放射性セシウム137 < 1
採取日	平成24年 2 月20日
結 果	放射性ヨウ素131 < 1 放射性セシウム134 < 1 放射性セシウム137 < 1

※個人所有の井戸の放射性物質を分析したい場合には、民間の分析業者に依頼してください。
検査方法等により検査料金に違いがありますので、各事業所に直接、お問い合わせください。

※栃木県内で放射性物質を測れる計量証明事業所

会 社 名	住 所	電 話
(株)環境管理研究所	宇都宮市野沢町602-9	028-665-3153
平成理研(株)	宇都宮市石井町2856-3	028-660-1700
(株)那須環境技術センター	那須塩原市青木22-152	0287-63-0233
(株)総研	宇都宮市小幡2-4-5	028-622-9912
(株)環境ラボ	佐野市宮下町7-10	0283-84-1131



○問合せ先 町民生部生活環境課環境保全係 ☎81-1834

野外焼却（野焼き）はやめましょう

家庭から出たゴミ（廃棄物）や事業所から出たゴミなどは、そのゴミの種類にかかわらず、野外での焼却は禁止されています。ゴミを燃やすとダイオキシンなどの有害な物質が発生し、大気汚染の原因になります。家庭で出た少量のゴミだからと野外焼却すると、近所の家の洗濯物に臭いをつけてしまったり、部屋の中にケムリが入ったりして、迷惑をかけることになります。

ゴミを処分する場合は、一般家庭であれば、決められた日の朝にゴミステーションへ出す、事業所であれば、業者に処理を委託するなどして、野外焼却は絶対にやめましょう。

法律で認められている焼却行為

- 風水害、火災、凍霜害などの予防、応急対策などで必要な廃棄物の焼却
- どんど焼きなどの風俗習慣又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 農業などを営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
(マルチなど農業用ビニールなどの焼却は認められません)
- 焚き火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの



上記の認められる場合であっても、近所への迷惑がかかるなど周辺的生活環境への影響が認められる行為は、中止していただく場合があります。

また、ビニールなど焼却することで、有害な物質が発生するものは絶対に燃やさないでください。

○問合せ先 町民生部生活環境課環境保全係 ☎81-1834

地 籍 調 査

にご協力をお願いします

壬生町では、土地に関する実態を正確に把握し、地籍の明確化を図るため、国土調査法に基づく地籍調査を実施しています。地籍調査について、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

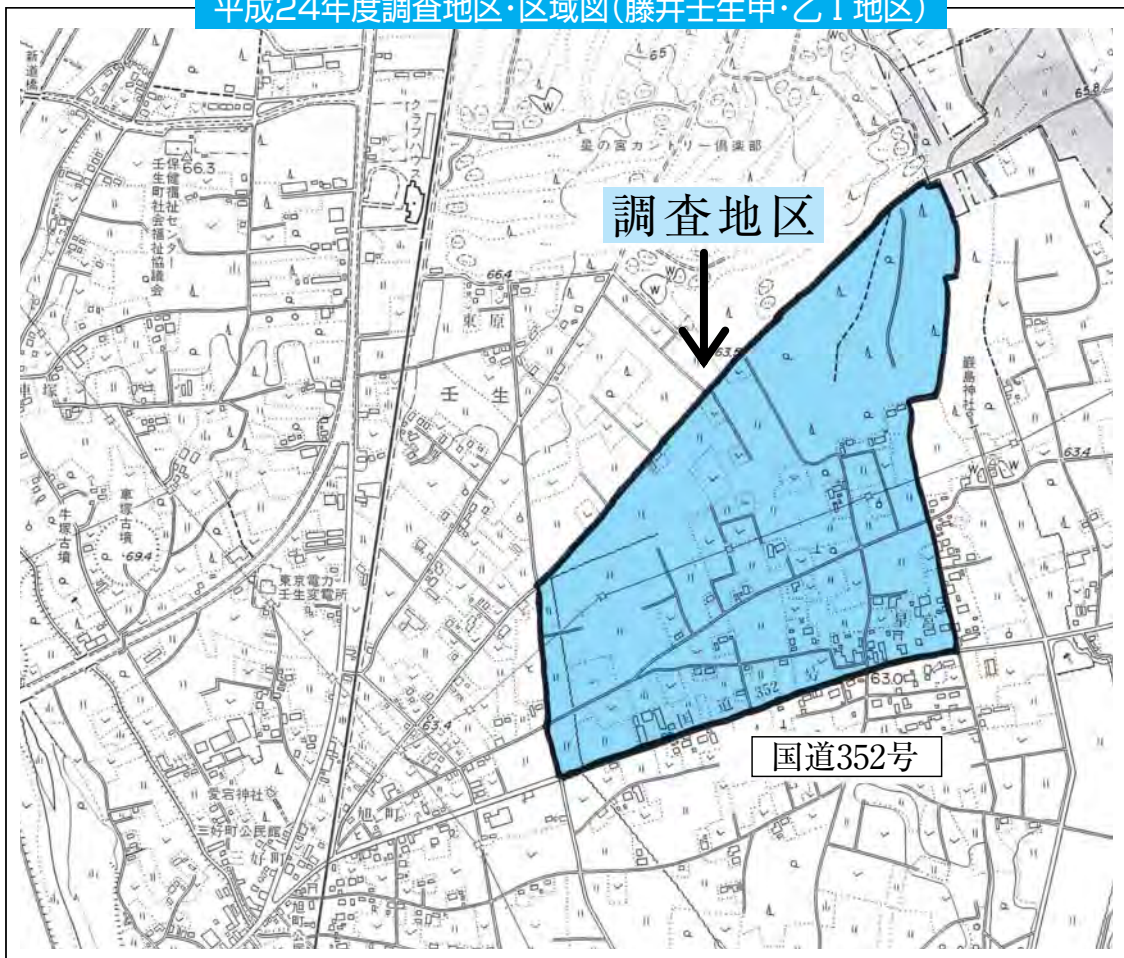
平成24年度は、下図の地区（藤井壬生甲・乙Ⅰ地区）を調査いたします。

平成24年度は、次のような作業を実施いたします。

- ①道路などと個人の土地との境界確認
- ②個人と個人との土地の境界確認
- ③測量のための基準点の設置及び測量

調査地区（隣接する土地も含みます）の土地所有者には、改めて説明会のご案内をさせていただきますので、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

平成24年度調査地区・区域図(藤井壬生甲・乙Ⅰ地区)



地籍調査の進め方

1

準備

事業計画の策定、関係機関との連絡調整、住民への説明会等を行い、地籍調査を始める体制を作ります。



2

一筆地調査

一筆ごとの土地について、公図等の資料により調査した後、土地所有者等の立会のもとに、所有者、地番、地目^{※1}、境界の確認を行います。

※1…地目 土地の主たる用途のこと。田、畑、宅地、山林、原野、公衆用道路などに区分される。



3

地籍測量

図根点^{※2}を設置し、段階を踏んで測量を行い、各筆ごとの面積を測定します。これによって、各筆の位置が地球上の座標値で正確に表示されることになります。

※2…図根点 座標値を求めるための基準とする点



4

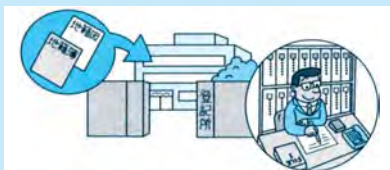
成果の閲覧・確認

一筆地調査、地籍測量により作成した地籍簿と地籍図の案を土地の所有者等に閲覧し、誤り等を訂正できる機会を設けます。その上で、都道府県知事の認証及び国の承認を受けます。



◎成果の利活用

地籍調査の成果を、土地の売買、土地トラブルの防止、災害時の復旧、各種行政運営等に利活用します。最近ではコンピュータによる管理が進んでいます。



◎登記所への送付

地籍簿と地籍図の写しを登記所に送付します。これにより、登記所において土地登記簿が書き改められるとともに、地籍図が備え付けられます。

費用について

地籍調査に土地所有者の皆さんの費用負担はありません。

地籍調査とは

人に戸籍があるように、土地にも戸籍、つまり、地番、地目、面積、所有者があり、これが「地籍」です。
「地籍調査」とは、土地の地籍を明確にする調査のことです。具体的には、一筆ごとの土地について、現地で土地の境界を確認し、正確な測量を行い、地図（地籍図）と記録（地籍簿）を作成するものです。

どうして地籍調査が必要なの？

土地に関する記録としては、登記所に備え付けられている「公図」や「登記簿」があります。
しかし、その多くは、明治時代のはじめの地租改正時に作成された地図がもとなつています。当時の測量技術やその後の土地の異動などにより現況と合わないために、土地取引や公共事業に支障をきたすだけでなく、境界紛争の起こる原因にもなっています。
そこで、土地の有効活用や保全のためには、土地に関する実態を正確に把握する「地籍調査」を実施する必要があります。

地籍調査は何の役に立つのでしょうか？

- 皆さんの財産（土地）が正確に記録され保存されます。
- 一筆ごとの土地が経緯度と結びつけられているため、災害等で現地が変化しても土地の境界を再現できます。
- 正確な地籍図が作成されるため、土地に関するトラブルを未然に防げます。
- 公共事業に要する時間と労力を節約できます。
- 正確な課税がなされます。
- 土地に関する情報のデータベースを作り、コンピュータ処理ができ、各分野で多様な利活用ができます。

問合せ先

町経済部農政課農村保全係

☎81-1839

家庭で 不要になったパソコンは メーカーに直接回収を申し込みましょう



家庭での使用済パソコンを有益な資源として、再利用するために、平成15年10月1日から「資源有効利用促進法」にもとづいた“PCリサイクル”が実施されております。

この“PCリサイクル”により、鉄・銅・アルミ・プラスチックはもちろん、金・銀・コバルトのような希少金属まで、資源として再利用できます。この“PCリサイクル”は消費者の皆様とメーカー等が協力して次のように実施しています。

“PCリサイクル”の対象となる機器は、下記の通りです。

- ① デスクトップパソコン
- ② ノートパソコン
- ③ CRTディスプレイ（一体型パソコン含む）
- ④ 液晶ディスプレイ（一体型パソコン含む）

- ※1 ご購入時の標準添付品（マウス、キーボード、ケーブル等）も一緒に回収します。
- ※2 マニュアル、FD・CD-ROM等の記憶媒体、プリンタ等の周辺機器、ワープロ専用機、PDA（携帯情報端末）は対象となりません。

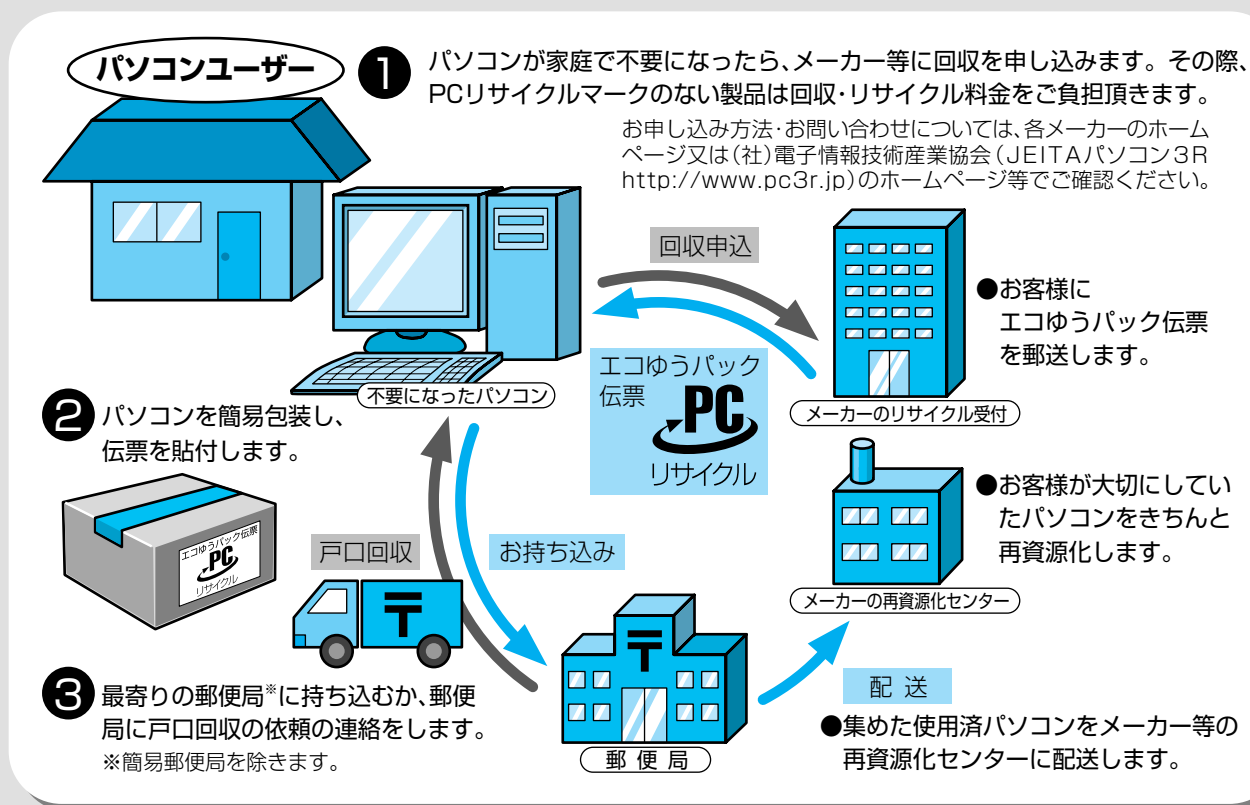
左記の機器が不要になりましたら、 下記のような手順で リサイクルを実施いたします。

- ① パソコンのメーカーに直接回収を申し込みます。
※ “PCリサイクル” 開始前に購入したものは、回収再資源化料金がかかります。
- ② パソコンを簡易梱包し、メーカーから送付されてくる“エコゆうパック伝票”を貼付します。
- ③ 最寄りの郵便局に持ち込むか、郵便局に戸口集荷を依頼します。
- ④ 集められた使用済パソコンは再資源化センターに配送され、再資源化されます。

なお、回収するメーカーがない場合や、メーカーが明らかでない場合は、有限責任中間法人 パソコン3R推進センター」が、有償で回収・再資源化します。

◎問合せ先 ●パソコンメーカー各社
●パソコン3R推進センター
☎03-5282-7685

URL <http://www.pc3r.jp/uketsuke.html>

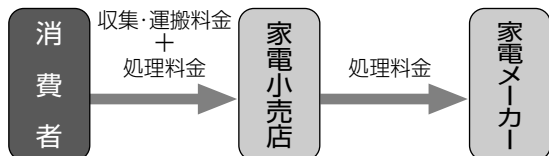


家電リサイクル対象器機に 液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機 が加わりました

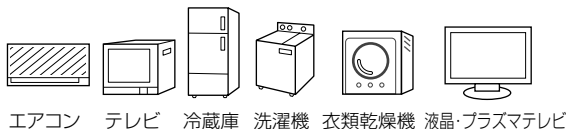


1 対象機器を買換える場合や 購入した小売店がわかっている場合

小売店に引取ってもらいます。その際に、処理料金（リサイクル料金と収集・運搬料金を小売店に支払います。



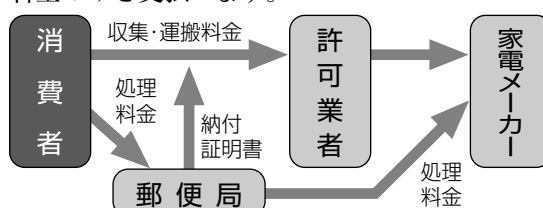
家電リサイクル法の対象機器



2 左記以外(買った小売店が不明、 通信販売で購入など)

壬生町一般廃棄物処理業許可業者（許可業者）に収集・運搬を依頼します。

その際、事前に最寄りの郵便局で処理料金（リサイクル料金）を（財）家電製品協会家電リサイクルセンター（RKC）に振込み、納付証明書を家電製品に添付します。許可業者には、収集・運搬料金のみを支払います。



※許可業者につきましては、**下表に**掲載しています。

※エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機を廃棄する場合は

処理料金(リサイクル料金) (消費税込) + 収集運搬料金 が必要となります。

リサイクル料金は清掃センターへ、
収集運搬料金は下記業者へ
お問合せください。

注1 テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン・衣類乾燥機を
ごみステーションには絶対に出さないでください。

注2 テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン・衣類乾燥機は、
清掃センターでは取り扱いませんので、持ち込まないでください。



壬生町一般廃棄物処理業許可業者一覧表 (家電6品目収集運搬業者)

No.	業者名	住所	電話番号	No.	業者名	住所	電話番号	No.	業者名	住所	電話番号
1	株式会社大商	栃木市惣社町2181	0282(27)8248	13	株式会社目黒商事	宇都宮市上野町6078-1	028(661)5827	25	有限会社協栄技研	日光市木和田島2083-11	0288(26)2648
2	企業組合とちぎ労働福祉事業団	宇都宮市西川田7-1-2	028(645)5561	14	有限会社関東実行センター	小山市花垣町1-12-10	0285(23)3026	26	栃木清掃サービス株式会社	栃木市片柳町2-32-4	0282(25)1014
3	株式会社結南クリーンセンター	壬生町大字壬生乙3550-1	0282(33)0101	15	オールサポート	宇都宮市雀の宮5-2-40	028(655)2610	27	有限会社こみやさん	鹿沼市栄町3-34-9	0289(65)5221
4	相良運輸株式会社	宇都宮市今宮4-5-36	028(684)2100	16	有限会社高久建工	壬生町大字羽生田1733	0282(82)9418	28	株式会社真田ジャパン	那須塩原市井口198-1	0287(36)1148
5	有限会社大林環境サービス	下野市上古山8-5	0285(53)5584	17	エイチエス株式会社	宇都宮市下荒針町3406-4	028(649)3663	29	有限会社坂本商事	栃木市皆川城内町2989-4	0282(30)1120
6	有限会社マルショー	壬生町大字安塚1857-1	0282(86)5443	18	有限会社静井商会リサイクル	大平町西水代2534-1	0282(43)8788	30	三正運輸株式会社	小山市扶桑1-8-17	0282(82)4100
7	栃南産業株式会社	下野市下古山947	0285(53)5557	19	株式会社県央資源総合リサイクル	下野市石橋693-8	0285(53)5782	31	株式会社マックテック	宇都宮市針ヶ谷町685-4	0282(81)0538
8	有限会社ミサキ商事	壬生町大字藤井1842	0282(82)1776	20	野澤総業	宇都宮市下栗町1459-3	028(656)1523	32	有限会社栃北興業	栃木市片柳町1-5-12	0282(27)5336
9	戸崎商店	壬生町大字藤井1734	0282(82)2542	21	有限会社セイゴウ	宇都宮市平出工業団地43-120	028(613)3860	33	篠原運送店	壬生町大字藤井2438-6	0282(82)7589
10	鈴運メンテック株式会社	宇都宮市鶴田町920-1	028(648)6241	22	有限会社アタカサービス	宇都宮市石井町365-11	028(656)6250	34	関東資源株式会社	真岡市荒町5218	0285(84)1161
11	程塚商事株式会社	宇都宮市元今泉3-8-5	028(653)5282	23	有限会社ファーストコーポレーション	宇都宮市満美穴町25	028(667)5430	35	中川商事	宇都宮市石井町3413-63	028(656)5586
12	いずみ産業株式会社	宇都宮市下平出町198-2	028(664)1115	24	有限会社岸興業	栃木市野中町1381-11	0282(23)5212	36	株式会社中日産業	壬生町大字安塚1716	0282(86)3163

◎問合せ先 ●壬生町清掃センター ☎82-3424

まちのわだい



第26回全日本小学生ソフトボール県予選優勝！



全日本小学生ソフトボール県予選において、5月26日、大田原市で準決勝、決勝が行われ、鹿沼ベリーズが見事優勝を果たしました。鹿沼ベリーズとは壬生町と鹿沼市の連合チームで、チーム名は壬生の特産物であるイチゴに由来しています。

5月30日、所属メンバーの中から4名の児童が優勝報告に町長室を訪れました。なお、鹿沼ベリーズは8月3日から宮崎市で開催される全国大会での優勝を目指し、練習に励んでいます。

●訪問メンバー

・壬生小学校 秋澤佑奈（あきざわ ゆうな） 斉藤来未（さいとう くるみ）
・稲葉小学校 中島咲月（なかじま さつき） 梁島綾乃（やなしま あやの）

第8回「いきいき壬雷クラブ」グラウンド・ゴルフ大会開催

5月31日、いきいき壬雷クラブ（橋本 さいいち 会長）主催のグラウンド・ゴルフ大会が町総合運動場において開催されました。

この大会は、高齢者が楽しい一日を過ごし、体力の維持と身体機能の向上を図ることを目的に毎年開催されています。

競技は、2面のコートで1ゲームと2ゲームの入替で、24組107名の参加者で行われました。梅雨に入る前の曇り空の中、絶好のコンディションで、皆さんは元気にかけ声を掛けながら熱心に競技していました。

入賞者

順位	氏名
優勝	服部 俊彦
準優勝	松嶋 建男
3位	鈴木 茂機
4位	関 英雄
5位	日下 隆
6位	海老原アサ
7位	山崎 綾子
8位	福井 政夫
9位	永井 弘三
10位	松島サダイ



※いきいき壬雷クラブの加入単位クラブには、60歳以上の方であればとなたでも入会できます。是非お友達を誘ってご入会ください。詳しくは、町社会福祉協議会事務局（☎82-7899）まで。

睦っ子の森で放虫会 壬生ファール会



6月6日、睦っ子の森において、壬生ファール会（なかざととしあき 会長）と就労支援施設むつみの森利用者の皆さんによるオオムラサキとカブトムシの放虫会が行われました。

今回は、メリーランド保育園と森の子保育園の園児も参加して、ファール会の皆さんが育てた幼虫を、睦っ子の森に放しました。最後は、幼虫の健やかな成長を祈り、全員で「ガンバレ」とエールを送りました。

地域ナンバー1! 地域の話はコミュニティチャンネル ◆ 地上デジタル111ch (リモコンボタン11)・アナログ9ch

auスマートフォンをお使いの方は

インターネット
ひかりギガ

+

ケーブル
プラス電話

利用料も通話料も 断然お得です!

※詳しくはお気軽にお問い合わせください。

栃木ケーブルテレビ



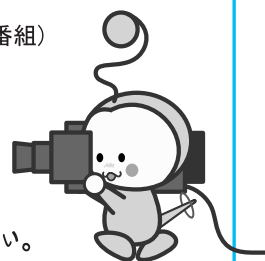
《夏まつり特集 放送予定》 八坂祭 (30分番組)

7/30(月) 8時～ 8/3(金) 13時～
7/31(火) 13時～ 8/4(土) 19時～
8/1(水) 19時～ 8/5(日) 8時～
8/2(木) 8時～

※放送の予定は変更する場合があります。

みなさんの地域へ取材に伺います。情報をお寄せください。

0120-25-1819 携帯電話・PHSからは 0282-25-1811





まちのわだい

さつまいもの苗植え なかよし農園



6月7日、稲葉公民館北側にある「なかよし農園」において、さつまいもの苗の植え付けが行われました。

いなば花と緑の郷づくり協議会の方達が先生役となり、稲葉小学校の児童がいなば保育園の園児達の面倒を見ながら、農園の名前のとおり仲良く、一本一本丁寧に苗を植え付けていきました。農園には園児達の笑顔があふれていました。

☆ぴよぴよ運動会☆開催

6月9日、保健福祉センター大会議室において、子育て支援センター☆ひよこ☆の利用者とファミリー・サポート・センター会員の交流会が行われました。

子どもたちは、かけっこやカースピン、さがしもの競争、ダンスで心地良い汗を流し、最後は、『ウルトラマンタロウ』の曲に合わせたパパ達のバルーンの演技に大喜びでした。



早く大きくな～れ！

—親子で黒川の源流域に植樹とそば打ち体験—



6月9日、黒川にサケを呼び戻す会（NPO夢くらぶむつみ）は児童館、ありんこ保育園、森の子保育園と共同で、黒川の渇水対策と源流域の山の再生をめざし、今年で4回目となる植樹活動を行いました。当日はあいにくの雨にも関わらず86名が参加し、会場の日光中小来川地区のふれあい交流館に到着すると現地の方の出迎えを受け、会場周辺での植樹活動の後、5つの班にわかれてそば打ち体験をしました。

お昼は子どもたちが打ったおそばを参加者全員でいただき、交流を楽しみました。

よいそう手つながる心 社会福祉法人 関記念 栃の木会

介護老人福祉施設 しもつけ荘 ☎0282-86-0177
認知症老人グループホーム うらら ☎0282-86-8600
〒321-0207 栃木県下都賀郡壬生町大字北小林812
介護老人保健施設 みなと荘 ☎0282-86-3710
〒321-0207 栃木県下都賀郡壬生町大字北小林815

介護老人福祉施設 いしばし ☎0285-52-1484
〒329-0502 栃木県下野市下古山1174
認知症老人グループホーム いしばし ☎0285-53-8866
〒329-050 栃木県下野市上古山569-1



見学・ご相談などお気軽にお問合せ下さい。

看・介護職員募集

4月1日新築移転いたしました！

● ● ● みなと荘 ● ● ●



●オール電化・モダンな蔵作り
●デイケア→デイケアセンター(30名)
●理学療法士によるリハビリ



農地・水保全管理支払交付金の実施に関する協定書に調印



6月11日、町長室において「夢・はにしの里協議会(杉山恵一会長)・「下稲葉・水と緑を守る会(中村正会長)」と、各々「壬生町土地改良連合会(鈴木理夫理事長)」と町との間で、農地・水保全管理支払交付金の実施に関する協定書の調印式が執り行われました。

この事業は、農地・農業用水等の保全管理活動や農村環境保全活動に取り組む「共同活動」と、農地周りの水路・農道等の施設の長寿命化のための活動「向上活動」に地域の皆さんが協力し合い取り組んでいくものです。

羽生田地区は平成19年度から、下稲葉地区が平成20年度からこの事業に取り組んでそれぞれ成果を挙げており、今回新たに二期対策として5年間活動を行うものです。

こども自転車栃木地区大会 羽生田小学校が大活躍

6月14日、第41回交通安全こども自転車栃木地区大会が、壬生町総合運動場を会場に行われました。大会には、栃木地区の1市2町から代表6チームが参加し、安全走行や運動技能を競う実技テストと、道路標識や交通規則などの知識を競う学科テストが行われました。

壬生町からは、羽生田小学校(早乙女来・石川大貴・山田唯・野代実優・篠原諒・山口陽香)が参加し、団体の部で準優勝を受賞しました。個人の部でも、早乙女来さんが第3位、野代実優さんが第6位、石川大貴さんが努力賞を獲得しました。



第14回花いっぱいコンクール 睦コミュニティ



6月17日、睦地区コミュニティ推進協議会(神永榮会長)主催による「花いっぱいコンクール」が行われました。

これは、花でいっぱいの安全・安心なまちづくりを目指す睦地区各自治会の花壇を小学生に審査してもらうもので、2つのグループにわかれてコミュニティ内の11箇所を回りました。審査員の子どもたちは、自治会長さんから綺麗な花を咲かせるための苦労や秘訣について熱心に尋ねていました。

最後は、審査結果や感想を発表し、それぞれの自治会に「かわいい花が、たくさん咲いたで賞」など、ユニークな賞がつけられました。

地元と共に まごころサービス

鈴木自動車販売グループ

ロータスクラブ壬生車検センター

鈴木自動車販売株式会社

壬生町安塚1170-6

TEL: (86)0798

FAX: (86)0903

新車・中古車販売 くるま市店

スズキ販売壬生

壬生町安塚793-18

TEL: (86)3188

FAX: (86)3172

オートサービス安塚給油所

スタンドスズキ

壬生町安塚874-3

TEL: (86)0386

FAX: (86)0368

サイクル&モーターショップ

鈴木輪業

壬生町安塚1935

TEL: (86)0012

FAX: (86)1356

フリーダイヤル 0120-12-0798



まちのわだい

壬生町苺出荷組合 目標販売額を上回る17億2千万円達成



6月19日、壬生町苺出荷組合（組合長 ^{さとうけんいち} 佐藤健一氏）が、平成24年度産の出荷が終了したとの報告に、町長室を訪れました。

壬生町苺出荷組合（組合員121名）では、前年より栽培面積が減る中、販売額17億円という高い目標を設定し、今年度の生産・販売を行なってもらいましたが、前年度比106%の17億2千万円の販売額を達成しました。

壬生町苺出荷組合は栽培面積・販売面積共にJAしもつけ管内No.1で、全体の45%を上回る大産地です。今年度もみぶの妖精ブランドで安全・安心なおいしい苺を提供してきました。

しのはらとみ たろう

篠原富太郎さん 農業委員に選任

壬生町農業委員会委員に、篠原富太郎さん（下野農業協同組合推薦）が6月20日付で、町から選任されました。

農業委員会委員は、地域農業の相談役として、地域農業の推進、農地行政の適正な執行などを行っています。

農業、農地に関することは、お気軽にご相談ください。

住 所／壬生町大字壬生丁40番地2
年 齢／64歳
担当農事部名／新町、万町、壬生下馬木



かんぴょう大使「佐藤ひろこ」母校へ



6月27日、睦小（生徒数375人）でオープンスクールが開催され、二時間目の授業では、かんぴょう伝来300年記念事業の一環として、佐藤さんが全校生と体育館で音楽の授業を行いました。

まず、生徒のピアノ演奏と大使のギター演奏に併せて全員で校歌を歌い、ミニコンサート、質問タイムと音楽の楽しさを学びました。また、佐藤さんからは「校歌にもゆうがおのフレーズがあるね」など、かんぴょうについての話もあり、最後は“かんぴょうの歌”をダンスも加えて全員で歌い、大盛り上がりとなりました。

介護でお悩みの方、お気軽にご相談ください

グループホーム 元気
☎28-6118
18名の入居施設です



ケアプランの
お手伝いします
☎82-9931



デイサービスセンター元気

☎82-9930

朝夕の送迎付き、一日楽しい時間をお過ごしください
要介護にならないための、予防教室も好評です

住み慣れた地域の中で、その人らしい生き方をいつまでも

♥社会福祉法人 敬和会♥

の広場



のぐち そら
野口蒼良ちゃん (H19.7.3生)
琉偉ちゃん (H23.6.29生)
(安塚三)



きむら ゆい さい
木村由依ちゃん 佐衣ちゃん
(H19.5.11生) (H22.7.15生)
(上新町)



やまかわ しずく たいし
山川雫ちゃん 大志ちゃん
(H22.6.3生) (H20.7.14生)
(台坪)



かとう りい な
加藤莉依菜ちゃん (H23.7.26生)
(幸町一丁目)



保護者どうし情報・意見交換する
ワールド・カフェ形式での講座

家庭環境の多様化や地域社会の変化等により、子育てやしつけについて悩みを抱えたり、孤独を感じたりする保護者の増加が指摘されています。こうした状況を踏まえ、壬生町では、小・中学校や保育園・幼稚園、各地域団体等との協働により、家庭の教育力向上及び保護者どうしのゆるやかなつながりづくりを目的とした「子育て・親育ち講座」を開催しています。講座の企画・運営は、栃木県家庭教育オピニオンリーダー等が構成する「壬生町家庭教育支援チーム」が担当し、オープンスクールなどあらゆる機会を利用して実施しています。

この「子育て・親育ち講座」は、保護者が子へのかかわり（＝家庭教育）をふりかえるための支援であり、それは「保護者が元気になるための支援」でもあります。学

平成23年度開催講座

- 就学時健康診断時を活用した講座
全8講座 参加者366名
- 小学3年生の子をもつ親を対象とした講座
全7講座 参加者267名
- 思春期の子をもつ親を対象とした講座
全10講座 参加者509名
- 保育園、幼稚園における講座
全6講座 参加者413名
- 各地域団体との協働による講座
全4講座 参加者109名

詳しくは生涯学習課
0282-1811873まで
お問い合わせください。

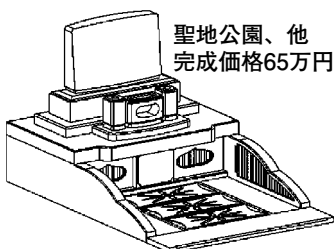


主に父親を対象とした
「コーチング」に関する講座

教育・文化・スポーツの振興に取り組む
こんにちは！壬生町教育委員会です！
第27回

墓石・石工事 修理承ります

造園土木
草刈・伐採
スズメバチ駆除



聖地公園、他
完成価格65万円～



お墓ディレクターにご相談下さい

(株)県南環境 TEL 82-6700

大師町25-5/展示場：小金井駅東

《お任せください》

皆様の暮らしを守ります

- 壬生町水道施設維持管理業務
- 壬生町清掃センター焼却設備運転管理業務
- 農業集落排水処理施設各処理場巡回管理業務

○日本下水道協会賛助会員 ○日本下水道処理施設管理業協会会員 ○東京商工会議所会員

㊤セントラル工業株式会社

昭和49年2月設立 維持管理業全般 35年の実績

本社：〒150-0022 東京都渋谷区恵比寿南2-1-8 恵比須OTビル6階
栃木営業所：〒323-0807 栃木県小山市城東1-132-102



わが家の アイドル

今回は9月生まれのアイドルを募集します。写真は掲載後にお返しいたします。

【締 切】8月20日

【必要事項】氏名(ふりがな)、保護者名、生年月日、電話番号

【申込方法】必要事項を明記の上、役場総合政策課または稲葉・南犬飼出張所・子育て支援センターまで

【申 込 先】町総務部総合政策課情報広報係
〒321-0292
壬生町通町12-22
Eメールアドレス
info@town.mibu.tochigi.jp



つなしまかず き
綱島一樹ちゃん (H22.7.16生)
(落合)



もり た あいり
森田愛理ちゃん
(H19.7.3生)
(至宝町北)

くさ の いつき
草野樹ちゃん
(H19.7.23生)
(落合)

みんな



しのはらちい が
篠原大河ちゃん
(H18.7.31生)

けいすけ
圭介ちゃん
(H21.6.22生)
(六美町中央)

歴史民俗資料館だより

「かんぴょう」伝来三〇〇年

「かんぴょう」むき道具の今昔物語

前回は、「かんぴょう」をむく道具としては、初めて機械化された「輪切り用手廻し機」について紹介しました。今回は、「かんぴょう」を輪切りにするという手間を省き、まるごと「かんぴょう」をむくことができる「丸むき用手廻し機」について紹介します。

「かんぴょう」を、まるごと一個むくことが出来ると言う点では、現在活躍している電動の

「かんぴょう」むき機の原点とも言えるでしょう。写真のよう

に「かんぴょう」をまるごと機械に据え、右手でハンドルを廻すことにより「かんぴょう」を

回転させ、左手でカンナ部分を上下させ、「かんぴょう」をむ

いていきます。この「丸むき用手廻し機」は、大正年間に、宇

都宮市の渡辺次郎氏と福田常次



郎氏により開発されました。前回紹介した「輪切り用手廻し機」同様、「丸むき用手廻し機」も地元の人々の努力と苦労により、発明された機械です。

今年度、町資料館では「丸むき用手廻し機」などの、昔使われていた「かんぴょう」むきに関わる道具を探しています。もしこのような道具類をお持ちの方は、ご連絡ください。

問合せ先

歴史民俗資料館

☎0282-82-8544

パソコン初期設定
他店購入品の初期設定します。
～ プリンタ、無線LAN、リカバリディスク、メール等 ～

パソコン診断復旧
持ち込み診断無料!! 格安復旧!!
～ おすすめメニュー ～
VHSビデオ・DVDタビング 500円

パソコンスクール
丁寧な授業で地域最安値!!
～ 50分1,500円から、テキストの持ち込みOK ～

パソコン販売
新品、中古扱い、各種設定OK
～ 新品パソコンは5年保証をお付けできます ～

パソコン生活・本舗
〒321-0228 壬生町大師町6-3-103
☎0282-82-1830
定休日:日曜日、月曜日 営業時間:10時～20時

町民の歌 CD 絶賛発売中
ご家族で覚えて歌おう!!



1枚 500円

なつかしのみぶ町政だより・広報みぶ縮刷版 販売中

①昭和34年～昭和52年

みぶ町政だより縮刷版 3,000円

②昭和53年～平成元年

広報みぶ縮刷版 3,000円

詳しくは

町総務部総合政策課情報広報係 ☎81-1814

「人権の花」運動 花の贈呈式

この運動は、児童が相互に協力しながら花を育てることで、やさしさや相手に対する思いやりの心を育み、人権への理解を深めてもらおうと実施しているものです。

今年は、5月29日に睦小学校、6月4日に壬生東小学校において、宇都宮地方法務局、栃木人権擁護委員協議会、町による「人権の花」運動の花の贈呈式が行われました。

当日は、町人権擁護委員の方々から両校の児童たちにマリーゴールド、ガザニア、アゲラタンの苗が手渡され、さっそく児童により花壇に植栽されました。



睦小学校



壬生東小学校

交通安全街頭広報を行いました

町内における交通死亡事故を防ぐため、栃木警察署、壬生町交通安全協会（田中作蔵会長）、壬生町が合同で、5月28日、カスミ壬生店、6月11日、シンユーストアーにて、交通安全広報チラシや広報品の配布をしながら、安全運転を呼びかけました。



寄附

6月4日、関東道路株式会社栃木支店（中央町、武藤正浩代表）様より、50万円の寄付がありました。同社は今年で設立40周年を迎えられることから、まちづくりのために役立ててほしいと寄付して下さったものです。



絵画「楽しかった田うえ」



稲葉小3年
須藤 菜里



稲葉小5年
荒川 友秀



絵画「白い花」



表紙の写真
NHK公開収録（吹奏楽のひびき）でNHK
宇都宮放送局のキャラクターいちごごも
くんとみぶの妖精ミナナちゃんが初対面！
2人はとってもなかよくあったよ！

8月の納税等	
● 町県民税	(2期)
● 国民健康保険税	(2期)
● 介護保険料	(2期)
● 後期高齢者医療保険料	(2期)
納期限	8月31日

